

別表第3 家庭的保育事業（保育認定）

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	待遇改善等加算（区分1及び区分2）			資格保有者加算						
				加算率（注）			加算率（注）						
									(a)				
10/100 地域	3号	保育標準時間認定 保育短時間認定	192,760	+	1,830	×	(加算率 (a) + 加算率 (b) + 3.9 (c))	+	5,670	+	50	×	(加算率 (a) + 加算率 (b)

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	家庭の保育補助者加算			障害児保育加算				
			待遇改善等加算（区分1及び区分2）			待遇改善等加算（区分1及び区分2）				
			加算率（注）							
			(a)	(b)	(c)					
			(7)			(9)				
10/100 地域	3号	保育標準時間認定	利用子どもが4人以上の場合			+ 59,540				
		保育短時間認定	29,390	+	290 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 41.9 (c))			36,740	+	360 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 9.2 (c))
			利用子どもが3人以下の場合			+ 53,770				
			24,930	+	240 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 23.0 (c))					

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	減価償却費加算		賃借料加算 連携施設を設定しない場合 ⑫	食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬	土曜日に閉所する場合					
			加算額				月に1日土曜日を閉所する場合					
			標準 ⑩	都市部 ⑪			月に2日土曜日を閉所する場合		月に3日以上土曜日を閉所する場合(右欄の場合を除く。) ⑭			
10/100 地域	3号	保育標準時間認定 + 保育短時間認定	10,200	11,300	A 地域 B 地域 C 地域 D 地域	46,400 25,600 22,300 20,000	51,600 28,400 24,800 22,200	— 6,350 — —	(④+⑤+⑧) × 18/100 (④+⑤+⑧) × 18/100	1,350 2,700 4,050 5,400 1,110 2,220 3,330 4,440		

加算部分 2

処遇改善等加算（区分3）	A : 処遇改善等加算（区分3）-① 49,060 ÷ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 A又はBのいずれかとする
	B : 処遇改善等加算（区分3）-② 6,130 ÷ 各月初日の利用子ども数	

冷暖房費加算	1 級 地	1,950	4 級 地	1,350	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地～4級地：寒冷地手当法別表に規定する1級地～4級地に該当する地域 激変緩和地域：改正法による改正前の寒冷地手当法別表に規定する4級地に該当する地域であつて、改正法による改正後の寒冷地手当法に掲げる地域以外の地域 その他地域：1級地～4級地及び激変緩和地域以外の地域
	2 級 地	1,740	激 变 緩 和 地 域	1,020	
	3 級 地	1,710	そ の 他 地 域	120	

除雪費加算	⑯	6,510	※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------	---	-------	-------------------

降灰除去費加算	⑯	164,780 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
---------	---	-----------------------	-------------------

施設機能強化推進費加算	⑯	160,000（限度額）÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
-------------	---	---------------------------	-------------------

栄養管理加算	A	基本額 A (79,950 + 790 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 8.4 (c))) ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A : Bを除き栄養士等を雇用契約等により配置している施設 B : 基本単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士等を兼務している施設 C : A又はBを除き、栄養士等を嘱託等している施設
	B	基本額 B (50,000 + 500 × (加算率 (a) + 加算率 (b))) ÷各月初日の利用子ども数	
	C	基本額 10,000 ÷各月初日の利用子ども数	

第三者評価受審加算	⑯	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
-----------	---	-----------------------	-------------------

運営継続支援臨時加算	⑯	25,000 ÷ 令和8年1月初日の利用子ども数	※令和8年1月初日の利用子どもの単価に加算
------------	---	--------------------------	-----------------------

（注）処遇改善等加算（区分1及び区分2）の加算率において、（a）は第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、（b）は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経験年数の区分及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（令和7年こども家庭庁告示第4号）附則第3条において読み替えて適用する第1条第19号のキャリアパス要件分に応じた割合、（c）は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。